

大量アタック遮断サービス利用規約

(適用範囲)

- 第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、PG マルチペイメントサービスのうちカード決済を利用する場合のオプション機能である「大量アタック遮断サービス」（以下「大量アタック遮断サービス」という）に関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章の定めによる。本規約の定めと利用規約第1章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約の定めによる。
2. PG は、PG による事前の承諾がない限り、大量アタック遮断サービスのみの提供は行わない。

(大量アタック遮断サービスに関する本サービスの内容)

- 第2条 大量アタック遮断サービスの内容は、以下の各号のとおりとする。
- (1) 不正検知ロジック（閾値）の任意設定
甲が、PG 所定の管理画面より、任意で不正検知ロジック（閾値）を設定すること。但し、以下のいずれかに該当する場合には、PG が甲の設定した不正検知ロジック（閾値）を修正することができる。
 - (i) 設定した不正検知ロジック（閾値）に不備があると PG が判断した場合
 - (ii) 設定した不正検知ロジック（閾値）によって、本サービスの全部又は一部に影響を及ぼし、またはそのおそれがあると PG が判断した場合
 - (2) (1) で設定した不正検知ロジック（閾値）を超過する与信請求又は売上承認請求の遮断
甲が設定した不正ロジック（閾値）を超える与信請求又は売上承認請求が発生した場合に、PG のシステム上で当該与信請求又は売上承認請求を受け付けないこと。
 - (3) その他、前各号に付随又は関連するサービス

(大量アタック遮断サービスに関する本サービスの利用)

- 第3条 甲が大量アタック遮断サービスに関する本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等を PG に提出した後、大量アタック遮断サービスを利用可能な加盟店として甲が登録された旨の通知及び大量アタック遮断サービスの提供開始日の通知の双方を PG から受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、大量アタック遮断サービスが本サービスに追加される。甲は、通知を受けた当該提供開始日以降、大量アタック遮断サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。
2. 甲は、本利用契約及び本カード加盟店契約等に基づき行う信用販売において買主に商品を提供するにあたり、不正使用者を除外するためのみ、本規約に従い大量アタック遮断サービスを利用することができる。
3. 大量アタック遮断サービスは、インターネット上の信用販売における不正使用被害の拡大を防止することを目的として提供されるものであり、不正検知ロジック（閾値）を超えない場合であっても、当該信用販売に問題が生じないことを保証するものではなく、甲は自己の責任において当該買主と取引をするかの決定をしなければならない。

(大量アタック遮断サービスの利用の対価)

- 第4条 甲は、大量アタック遮断サービスの利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

(甲の遵守事項等に関する特則)

- 第5条 甲は、PG が要求した場合、大量アタック遮断サービスを提供する上で必要となる技術資料、業務資料等の資料（以下「本件資料」という）及び甲保有のシステム等の設備（以下「本件設備」という）を適宜 PG に無償で貸与するものとする。
2. 甲は、大量アタック遮断サービスを利用するために必要な装置及び通信回線の整備を行うものとする。
3. 甲は、大量アタック遮断サービスに関連する不正アクセス又は不正利用を防止する商業上合理的な努力を行い、不正アクセス又は不正利用を発見したときには速やかに PG に通知しなければならない。
4. 甲は、大量アタック遮断サービスを利用するうえで必要な範囲を超えて、これに関連して PG から提供されたいかなる資料（マニュアル等やコンポーネントプログラムを含む）（以下「提供資料」という）の全部又は一部を複製すること

とはできない。

5. 甲は、PGの事前の承諾を得ることなく提供資料の改変を行ってはならない。
6. 甲による提供資料の改変により、大量アタック遮断サービスに何らかの欠陥が生じた場合、PGは一切の補償をせず、大量アタック遮断サービスに何らかの障害が生じたとしても、PGは一切の責任を負わない。
7. 甲は、提供資料に関し、トレース、デバッグ、逆アセンブル、リバースエンジニアリング又はデコンパイルをしてはならない。
8. 甲は、第三者に対し、有償・無償を問わず、リース、レンタル、譲渡、引用、再許諾、再販売その他の方法で大量アタック遮断サービスを使用させてはならない。
9. 甲は、大量アタック遮断サービスを、権利侵害、名誉毀損その他の違法若しくは不法な内容、又は第三者のプライバシーの権利を侵害する内容を保存若しくは送信するために利用することはできない。

(免責に関する特則)

第6条 PGは、本規約によって、インターネット上の信用販売における不正使用及びそれによって生じる被害や本カード会社からの立替払金等の返還請求を完全に生じさせないという義務を負うものではなく、一切の責任を負わない。甲に当該買主との信用販売に関し何らかの損害が生じた場合においても、甲に対し当該損害を賠償する義務を負わない。

2. PGは、本規約によって、当該信用販売が安全且つ確実に決済されることを保証するものではない。
3. PGは、甲による信用販売の契約解除に起因して甲と買主との間に生じた問い合わせ等及び甲又は当該買主若しくは第三者に生じた損害等について一切の責任を負わない。

以上